難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業及び 難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 覚書(案)

※本覚書(案)は、市及び事業者の、現時点において想定される本事業の基本的事項を記載したものであり、設置等予定者が提出する公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

# 難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業及び難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 賞書(案)

大阪市(以下「市」という。)と設置等予定者の代表構成員たる●●並びに構成員たる●●及び ●●(以下総称して「事業者」という。)は、難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業及び難 波宮跡(南部ブロック)管理運営事業(以下「本事業」という。)に関して、次のとおり覚書(以 下「本覚書」という。)を締結する。

なお、本覚書に別段の定めがある場合を除き、本覚書において用いる用語の定義は、「難波宮跡 公園(北部ブロック)整備運営事業及び難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 公募設置等指 針」に定められたとおりとする。

#### (趣旨)

第1条 本覚書は、本事業の円滑な実施のため、市及び事業者の責務等の基本的な事項を定める ものとする。

#### (責務)

- 第2条 市及び事業者は、本覚書の定めを信義に従い、国指定史跡(難波宮跡附法円坂遺跡(地下遺構))を適切に保存した上で、難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業(以下「Park-PFI事業」という。)及び難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業(以下「南部ブロック管理運営事業」という。)を誠実に履行しなければならない。
- 2 事業者は、Park-PFI 事業及び南部ブロック管理運営事業の履行にあたり、それぞれの事業の 緊密な連携を図り、難波宮跡全体での魅力向上に努めなければならない。

# (基本協定等の締結)

第3条 市及び事業者は、本覚書締結後速やかに Park-PFI 事業 基本協定書(以下「基本協定」という。)及び南部ブロック管理運営事業 運営協定書(以下「運営協定」という。)を締結するものとする。また、毎年度、南部ブロック管理運営事業 維持管理・情報発信 業務委託契約書(以下「業務委託契約」という。)を締結するものとする。

#### (強制解除)

- 第4条 市は、次に掲げる場合は、事前に事業者に通知又は協議することなく、事業者の設置等 予定者の地位を解消し、本覚書を解除することができるものとする。
  - (1) 基本協定又は Park-PFI 事業 実施協定書(以下「実施協定」という。) が締結されなかった 場合又は解除された場合
  - (2) 運営協定が締結されなかった場合又は解除された場合
  - (3) 業務委託契約が締結されなかった場合又は解除された場合
- 2 前項各号前述に規定する場合の違約金は、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備費相当額がに維持管理・情報発信業務の委託費相当額(いずれも公募設置等計画に記載されたもの。)

- の10分の1に相当する額として、市が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項各号後述に規定する場合の違約金又は損害賠償は、基本協定又は実施協定並びに運営協定及び業務委託契約の規定による。
- 4 事業者が第1項に規定する違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、当該未払発生における国の債務の管理等に関する法律施行令第29条に規定する財務大臣の定める率(昭和32年大蔵省告示第8号)を準拠し、当該率を乗じて計算した額の遅延利息を市に支払わなければならない。

#### (覚書の変更等)

- 第5条 本覚書の変更は、市と事業者の書面による合意により行うものとする。
- 2 市が、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の5第1項に基づいてPark-PFI事業における公募設置等計画の認定を行った後は、前文中「設置等予定者」とあるのは、「認定計画提出者」に読み替えて適用する。

# (有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、公募設置等計画で定める事業期限までとする。

#### (準拠法)

第7条 本覚書は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

#### (管轄裁判所)

第8条 市と事業者は、本覚書に関する一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

# (協議等)

第9条 本覚書に規定のない事項又は本覚書若しくは本覚書に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上を証するため、本書を●通作成し、市及び事業者がそれぞれ記名押印の上、市並びに事業者の代表構成員及び各構成員が各1通を保有する。

# 令和4年●●月●●日

市 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20 大阪市長 松井 一郎

#### 事業者

代表構成員

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

構成員

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

構成員

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)